

令和5年度 第1回江津市農業委員会総会

日時：令和5年4月21日(金) 午前9時30分～

場所：江津市総合市民センター 2階会議室

議事日程

第1 会議録署名委員の指名

第2 議案 第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

第3 議案 第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

第4 議案 第3号 非農地証明について

第5 意見 第1号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用権集積計画の承認について

意見 第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用権集積計画の承認について

第6 その他

○出席農業委員（11名）

1番 佐々木英夫 2番 山田博 3番 山本秀彦 4番 藤井孝子

5番 柳原良雄 6番 和田幸子 7番 大村理之 8番 二本木俊二

9番 田代和秋 10番 深野政勝 11番 原田和徳

○出席推進委員（9名）

盆子原 温、階本誠一、崎谷靖徳、野田英夫、佐々木建也

湯浅憲昭、仲津和法、吉岐和功、野村耕平

○出席した事務局職員 事務局長 大賀千晶 参事 藤田佳久 主任 津島正彦

○午前9時30分 農業委員会総会 開議

事務局 おはようございます。ご案内の時間になりましたので、ただ今から令和5年度、第1回江津市農業委員会総会を開会いたします。それでは、会長にあいさつの後、議事進行をよろしく申し上げます。

会長 おはようございます。先だって、総会議案集を事務局から皆さんに送られてきた際に、相続登記等のパンフレットが同封されていたと思いますけれど、皆様お目通しいただいていると思います。従来に比べて農業委員会の関わりが大きくなっています。また、制度においては人・農地プランからステップアップ

して地域計画に変わりまして法定化されました。それにもなつて、この4月から具体的な計画策定を展開していくこととなります。私ども農業委員会としても、重要な役割を担っている訳であり、特に計画策定に向けての意向調査あるは状況把握をはじめとした九つのエリアビジョンに取り組んでおり、具体的な打ち合わせ等を地域毎に進めていくということとなります。つきましては、皆さんには更なるご協力をお願いしたいと思つています。そうした中、本日は、農林水産課からお出かけいただいて、地域計画等について詳しくお話をいただくことになっておりますので、よろしくお願ひいたします。それから、本日は、会議終了後にテーブル・椅子を皆で片付けるということになりましたので、ご協力をお願いいたします。コロナウイルス対策で施設管理担当がアルコール消毒するため、テーブル・椅子をそのままにしていたのですが、今回から消毒実施解除ということで、利用者が片付けることになったとのことです。それでは、ただ今より、令和5年度、第1回江津市農業委員会総会を開会いたします。本日は、河村推進委員、井上推進委員より欠席の報告がありました。なお、階本推進委員は所用で少し早めに退出をされますので、ご協力をお願いします。出席委員につきましては過半数以上でありますので本総会は成立しております。本日の議事は、お手元の議事日程により進行いたします。なお、発言の際には挙手の上、指名を受けてからお願ひいたします。

会 長 日程第1、会議録署名委員の指名につきましては、私から指名したいと思つますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

会 長 ご了解をいただきましたので、3番 山本委員、4番 藤井委員を会議録署名委員に指名いたします。よろしくお願ひいたします。

農地法 第3条

《 二宮町神主 》

会 長 日程第2、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の1について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の深野委員から調査結果の報告をお願いいたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請でございます。番号は1番です。農地の所在は二宮町神主●●●番、地目は畑、面積は●●●㎡です。譲渡人は●●●●さん、●●●県●●●市●●●区●●●町●

●●番地です。譲受人は●●●●さん、●●●県●●●郡●●●町●●●です。事由としましては、譲受人が隣接する空き家を購入するにあたり、畑も取得し耕作するためということです。対価は10aあたり●●●千円です。以上です。

会 長 それでは、深野委員から調査結果の報告をお願いいたします。

10番委員 位置図は1ページをご覧ください。中央部分に●●●川が流れています。左側が下流です。その下部に県道●●●線が通っていますが、左上から下へ行きますと●●●橋があります。そこから川沿いに●●●mくらい進みますと、●●●さんの家があります。夫婦で住んでおられましたが亡くなりまして、空き家になっていたのですけれど、今回、家と併せて申請地も所有権移転したいということでの申請です。ご審議の程よろしくをお願いいたします。

会 長 ただ今、説明と調査結果の報告がありました。この件について、ご質問等ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 質問等が無いようであります。採決をいたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[挙手全員]

会 長 挙手全員と認めます。よって、農地法第3条第1項の規定による許可申請の1については、可決されました。

《 浅利町 》

会 長 次に議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の2について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の藤井委員から調査結果の報告をお願いいたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 番号は2番です。農地の所在は浅利町●●●番●、地目は畑、面積は●●●㎡です。譲渡人は●●●●さん、●●市●●町●●●番地●●です。譲受人は●●●●さん、●●都●●市●●町●●丁目●●番●●号です。申請事由としましては、江津市空き家バンクに登録している家屋に付属した農地ということでございまして、空き家とともに所有権移転を行うということでございます。対価は10aあたり●●●千円です。以上です。

会 長 それでは、藤井委員から調査結果の報告をお願いいたします。

4番委員 説明をいたします。位置図は2ページをご覧ください。18日に現地確認をいたしました。右端にある●●●は、上に国道9号線があるのですけれど、県

道●●●●線と県道●●●●線が接する交差点になっていまして、ここから●に約●●m進んだ所で、道路から見える農地なのですけれど、申請地の手前は広い土地で駐車場のようになっています。農地は、耕作はして無いのですが草刈り管理をされていて、すぐに耕作が出来るような状態になっています。江津市の空き家バンクの募集で、江津市の条例に基づき譲り受けることが決まったということで、特に問題は無いと思います。以上です。

会 長 　ただ今、説明と調査結果の報告がありました。この件について、ご質問等ございませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

会 長 　質問等が無いようであります。採決をいたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔 挙手全員 〕

会 長 　挙手全員と認めます。よって、農地法第3条第1項の規定による許可申請の2については、可決されました。

農地法 第5条

《 有福温泉町 》

会 長 　次に日程第3、議案第2号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請の1について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の大村委員から調査結果の報告をお願いいたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 　議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請でございます。番号は1番です。農地の所在は有福温泉町●●●番、地目は田、面積が●●●●㎡です。譲渡人は●●●●さん、●●市●●●町●●●番地●です。譲受人は●●●●●●、●●●●さん、●●市●●●●丁目●番●号●●●●第●ビル●●階です。状況としましては、農地を転用後に購入して太陽光発電施設の設置をするということでございます。対価は10aあたり●●●千円で、工期は許可の日から令和6年2月末日となっております。以上です。

会 長 　それでは、大村委員から調査結果の報告をお願いいたします。

7番委員 　位置図は3ページをご覧ください。申請地は、付近に●●●●がありますけれど、西側が建設中の道路になっていまして、南側は●●です。北と東は耕作中の田になっていました。除草してあったので容易に確認ができました。転用して太陽光発電施設を設置しても日照や水利に関して周辺の農地には影響は

無いと思います。ご審議の程よろしくお願いいたします。

会 長 　ただ今、説明と調査結果の報告がありました。この件について、何かご質問等はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

会 長 　質問等が無いようであります。採決をいたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔 挙手全員 〕

会 長 　挙手全員と認めます。よって、農地法第5条第1項の規定による許可申請の1については、可決されました。

《 都野津町 》

会 長 　次に議案第2号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請の2について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の深野委員から調査結果の報告をお願いいたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 　番号は2番です。農地の所在は都野津町●●●●番●●、地目は畑、面積が●●●m²です。譲渡人は●●●●さん、●●県●●市●●●●町●番●●号です。譲受人は●●●●●●●●、●●●●●●●●さん、●●県●●市●●町●丁目●●番●●号です。転用理由は宅地造成でございます。対価は10aあたり●●●●●千円で、工期は許可の日から令和5年8月末日となっております。以上です。

会 長 　それでは、深野委員から調査結果の報告をお願いいたします。

10番委員 　位置図は4ページをご覧ください。左上から中央下に向かって県道●●●●線があります。右下の方向は●●方面です。●号線の●●●町●交差点から●●方面に●●●mくらい進んだ辺りに交差点がありまして、左側に●●●●●●があります。市道側に●●し、約●●●●m進んで最初の交差点を●●し、突き当りを●●し約●●m進むと●●が申請地に当たります。この申請地は耕作されていません。中に大きな木があったと思いますが、木が切っておりまして切り株が残っております。南側、西側は住宅になっておりまして、申請地の東側は少し空き地になっていましたが、周辺は住宅街として整備されており、特に問題は無いと思います。以上です。

会 長 　ただ今、説明と調査結果の報告がありました。この件について、何かご質問等はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 質問等が無いようであります。採決をいたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[挙手全員]

会 長 挙手全員と認めます。よって、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の 2 については、可決されました。

非農地証明

《 敬川町 》

会 長 次に日程第 4、議案第 3 号「非農地証明の 1 について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の大村委員、盆子原推進委員から調査結果の報告をお願いいたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 議案第 3 号、非農地証明交付申請でございます。番号は 1 番です。農地の所在は敬川町●●●●番、地目は登記簿が畑で現況が原野、面積が●●●㎡です。所有者は●●●さん、●●市●●町●●●●番地●です。申請事由としましては、昭和 56 年当時から耕作しておらず、原野となっているということです。この案件につきましては、前回の総会でもありましたとおり、荒廃した農地を現況に合わせて登記を行うために非農地の証明を得たいということでしたが、申請漏れがあったとのことで、今回の申請になっております。以上です。

会 長 それでは、大村委員から調査結果の報告をお願いいたします。

7 番委員 位置図は 5 ページをご覧ください。4 月 19 日に盆子原推進委員と一緒に、現地確認に行きました。今年の 2 月に非農地証明をしていただいた、●●●●番●、●●●●番●と●●●との間にあたります。申請地は写真をご覧のとおり、雑木等が生えており原野化しております。農地再生は難しいと思われるので、ご審議の程よろしくをお願いいたします。

会 長 続いて、盆子原推進委員から調査結果の報告をお願いいたします。

盆子原推進委員 大村委員と 19 日に合流して現地確認を行いました。この写真のとおり原野化している状態でした。以上です。

会 長 ただ今、説明および調査結果の報告がありました。この件について、ご質問はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 質問が無いようでありますので、採決いたします。申請のとおり、決すること

とに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[挙手全員]

会 長 挙手全員と認めます。よって、非農地証明の 1 については、証明することに決しました。

《 浅利町 》

会 長 次に議案第 3 号、「非農地証明の 2 について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の藤井委員それから河村推進委員ですけれども、ご本人が体調不良のため調査に出られなかったため、事務局と一緒に確認に行っていていただいております。調査結果と併せて報告をいただきます。まず、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 番号は 2 番です。農地の所在は浅利町●●●番●、地目は登記簿が畑で現況が山林、面積が●●●㎡、浅利町●●●番●、地目は登記簿が畑で現況が原野、面積が●●●㎡、浅利町●●●番●、地目は登記簿が畑で現況が原野、面積が●●㎡、浅利町●●●番、地目は登記簿が田で現況が原野、面積が●●●●㎡、浅利町●●●●番●、地目は登記簿が田で現況が山林、面積が●●㎡、浅利町●●●●番●、地目は登記簿が田で現況が山林、面積が●●㎡です。所有者は●●●●さん、●●県●●市●●町●丁目●●番地●●です。事由としましては、申請地全体は昭和年月日不詳より耕作しておらず、原野化及び山林化して現在に至っているということで、現況に合わせて登記を行いたいという申請でございます。先日、藤井委員と現地を確認したところ、道路から見える範囲では、多少、草刈り等しているように見受けられましたが、とても農地に戻せるような感じではありませんでした。山の中の方は、進入路が無いような感じで進入不可能という確認をいたしました。以上です。

会 長 それでは、藤井委員から調査結果の報告をお願いいたします。

4 番委員 位置図は 6 ページをご覧ください。これは上の方向に国道 9 号線があるのですけれど、●●●●手前から入って●●に●●●●●を見ながら道なりに約●●●m 進んだ所に該当地があります。道路際には笹が生い茂っていたり、写真で見ていただいても分かると思うのですが、いずれも完全に原野化しているような状態ですので、今後、耕作はとても出来ないであろうということで、事務局と確認をいたしました。ご審議の程よろしくをお願いいたします。

会 長 ただ今、説明および調査結果の報告がありました。この件について、ご質問

はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 質問が無いようでありますので、採決をいたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[挙手全員]

会 長 挙手全員と認めます。よって、非農地証明の2については、証明することに決しました。

農用地利用集積計画

会 長 次に日程第5、意見第1号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用権集積計画の承認について（一括方式）」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは意見第1号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用権集積計画の承認についてです。1枚めくっていただくと集計表がございます。2ページ目からご覧下さい。番号は1番。農地の所在は桜江町鹿賀●●●番●、地目は畑、面積が●●●㎡です。利用権設定する者が●●●●さん、●●●市●●●町●●●番地●です。利用権設定を受ける者が●●●●●●、●●市●●町●●●番地●です。利用目的は畑でございます。貸借期間は令和5年5月1日から令和15年12月31日、10年8ヶ月です。賃借料は10a当り●●●●円です。中間管理事業での賃貸借です。次に2番です。農地の所在は桜江町鹿賀●●●番、地目は畑、面積が●●●㎡です。利用権設定する者が●●●●●●さん、●●●市●●●町●●●番地●です。利用権設定を受ける者が有限●●●●●●です。貸借期間は令和5年5月1日から令和15年12月31日、10年8ヶ月です。10a当り●●●●円の賃貸借で中間管理事業です。次に3番です。農地の所在は桜江町鹿賀●●●番●、地目は畑、面積が●●●㎡です。利用権設定する者が●●●●●●さん、●●●県●●●市●●●町●●●番●●●号です。利用権設定を受ける者が●●●●●●です。賃借料は10a当り●●●●円です。期間は令和5年5月1日から令和15年12月31日、10年8ヶ月です。中間管理事業となっております。次のページです。4番です。農地の所在は桜江町鹿賀●●●番●、地目は畑、面積が●●●㎡です。利用権設定する者が●●●●●●さん、●●市●●町●●●番地●です。利用権設定を受ける者が●●●●●●です。賃借料は10a当り●●●●円です。期間は令和

5年5月1日から令和15年12月31日、10年8ヶ月です。中間管理事業です。以上です。

会 長 　ただ今、事務局より説明がありましたが、この計画を定めることについて、江津市より農業委員会の意見を求められているものであります。この件について、ご質問等はございませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

会 長 　質問等が無いようでありますので、採決をいたします。承認される方の挙手をお願いいたします。

〔 挙手全員 〕

会 長 　挙手全員と認めます。よって、意見第1号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用権集積計画の承認について（一括方式）」は、承認されましたので、江津市に「異議なし」と回答いたします。

会 長 　次に、意見第2号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用権集積計画の承認について（利用権貸借）」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 　それでは意見第2号です。農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用権集積計画の承認についてです。先ほどと同じように1ページ目には、集計表がございます。次の2ページをご覧ください。番号1番です。農地の所在は波積町本郷●●番、地目は田、面積が●●●●㎡、波積町本郷●●番●、地目は田、面積が●●●●㎡、波積町本郷●●番●、地目は田、面積が●●●●㎡、波積町本郷●●番●、地目は田、面積が●●●●㎡です。利用権設定する者が●●●●代表相続人、●●●●さん、●●市●●町●●●●番地です。利用権設定を受ける者が●●●●さん、●●市●●町●●●●番地です。使用貸借で、期間は5年でございます。次に2番、農地の所在は波積町本郷●●番●、地目は田、面積が●●●●㎡です。利用権設定する者が●●●●さん、●●市●●町●●●●番地●●です。利用権設定を受ける者が●●●●さん、●●市●●町●●●●番地●●です。使用貸借で、期間は5年です。次のページをご覧ください。3番です。農地の所在は都野津町●●●●番●、地目は畑、面積が●●●●㎡です。利用権設定する者が●●●●代表相続人、●●●●さん、●●市●●町●●●●番地●●です。利用権設定を受ける者が●●●●さん、●●市●●町●●●●番地●●です。使用貸借で、期間は5年でございます。以上です。

会 長 　ただ今、事務局より説明がありましたが、この計画を定めることについて、江津市より農業委員会の意見を求められているものであります。この件について、ご質問等はございませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

会 長 　質問等が無いようでありますので、採決をいたします。承認される方の挙手をお願いいたします。

〔 挙手全員 〕

会 長 　挙手全員と認めます。よって、意見第 2 号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用権集積計画の承認について（利用権貸借）」は、承認されましたので、江津市に「異議なし」と回答いたします。

その他

会 長 　次に日程第 6、その他について総会に諮るべき案件がございますか。

事務局 　承認をいただくことではありませんが、議事に関わる報告をさせていただきます。制度改革に伴いまして、農地の所有権移転に関わる、農地取得の下限面積が撤廃となりました。このことについて、少し説明させていただきます。

事務局長 　失礼します。改めまして、今年度もどうぞよろしくお願いいたします。下限面積要件の廃止についてということで、ホームページの原稿を 1 枚付けております。ご覧下さい。4 月から農地法の改正で、権利取得の際に必要な下限面積の要件が廃止になりました。それに伴いまして、江津市で設定しておりました、別段面積 20a も廃止になります。法改正の主な内容ということでもありますけれども、農業者が年々高齢化する中で、認定農業者だけでなく小規模の農家さん、それから維持管理している所をカバーしようというものです。今後の主な許可基準ということでは、これまでの 3 条申請の要件につきましても、引き続き求められることでもあります。取得後において農地のすべてを効率的に利用して、効果的な耕作をするということ。それから、農作業に常時従事すること。それから、農地の効率的かつ総合的な利用確保に支障を生じることがないことということになっていきますので、ご確認をお願いしたいと思います。

会 長 　今の説明についてよろしいでしょうか。下限面積の要件について、廃止になるということです。

事務局 　それに関連してですが、新規営農者の農地取得下限面積で今までの 20a 制限が無くなったということではあるのですけれど、経営体の行う年間 120 日

の耕作ということは、要件として残っておりますので、面積の撤廃にはなりませんけれども、継続した営農をお願いするということは今までどおりです。

会 長 よろしいでしょうか。事務局、他にございませんか。

事務局 諮る案件ではないのですが、委員さんの任期満了に伴う件について、報告をさせていただきたいと思います。

会 長 はい、どうぞ。

事務局長 失礼します。資料の方は用意しておりませんが、農業委員さんと農地利用最適化推進委員さんの公募の状況報告です。このたび、7月の任期満了にあたりまして、3月1日から31日の1ヶ月間、募集をさせていただきました。ご応募いただきました方、ありがとうございます。それぞれ11名ずつの応募をいただいたところです。農業委員さんにつきましては、6月議会で同意を得まして7月20日の総会で任命、推進委員さんにつきましては、7月20日の総会で委嘱ということになりますので、よろしく願いいたします。

会 長 はい。他はございませんか。よろしいでしょうか。それではその他、事務連絡等は総会終了後に行います。以上で本日の日程のすべてを議了いたしました。これをもちまして、令和5年度、第1回江津市農業委員会総会を閉会といたします。なお、次回の開催は5月22日の月曜日、江津市総合市民センターで開催いたしますので、よろしく願いいたします。

〔 閉会 午前10時30分 〕

以上議事の顛末を記載し、これに間違いのないことを認証するために署名する。

会 長

署名委員

署名委員